

29歳以下の子育て世帯を応援します！



西予市若年出産世帯応援事業

概要	経済的理由で出産を諦めることがないように、出産後に要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦等を支援する。
対象世帯	令和5年4月1日以降に子どもを出生し、出産時に夫婦共に29歳以下であった世帯
対象経費	●育児用品購入費（以下参照） ●時短・省エネ家電購入費（以下参照）
対象期間	出産後1年以内（下記①②のどちらかに限る） （例）R5.8.1出生の場合 ①R5年度中の申請：R5.8.1～R6.3.29の購入 ②R6年度中の申請：R6.1.1～R6.7.31までの購入（予定）
補助限度額	20万円（新生児1人当たり）

【育児用品】

- ・授乳関連商品（粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等）
- ・衛生用品（紙おむつ（当該出生児童が第一子の場合に限る。）、おしりふき、ベビークリーム等）
- ・外出用品（チャイルドシート、ベビーカー等）
- ・ベビーベッド、幼児用玩具、絵本等

【時短・省エネ家電】

(1) 時短家電購入費

- 家事の負担軽減につながるもの
 - ・洗濯乾燥機、洗濯機
 - ・掃除機
 - ・食器洗い乾燥機
 - ・調理家電（オーブンレンジ（トースター）、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット等）、フードプロセッサ）

(2) 省エネ家電購入費

- 統一省エネラベル2つ星以上の製品
 - ・電気冷蔵庫(冷凍庫含む)
 - ・エアコン(新基準(目標年度2027)での評価点とする)
 - ・照明器具
 - ・温水機器

対象製品確認用QRコード



※資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載された製品に限る。

(3) その他市長が適当と認めるもの

【提出書類】

- (1) 西予市若年出産世帯応援事業補助金交付申請書(兼請求書)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の原本（商品名、購入日等の記載があるもの。）
- (3) 製造番号（型番）が確認できる納品書・保証書やカタログなど
※時短・省エネ家電商品
- (4) 振込口座が確認できる申請者名義の通帳及びキャッシュカードの写し
- (5) 母子手帳
- (6) その他市長が必要とみとめるもの

◎ 領収書は原本の添付となります。

※ただし、特段の事情があつて原本を添付できない場合は、理由を記載のうえ申出書を提出いただき、確認によりコピーでも可とします。

原則として領収書は返還できませんので、必要に応じ請求者で事前にコピーを取ってください。

【申請期限】

令和6年3月29日（金）

※申請は新生児一人につき1回のみとなっておりますので、まとめて申請してください。



【問合せ先】

西予市福祉事務所子育て支援課 給付支援係 0894-62-6551